

令和2年2月定例会 総括審査会

星 公正議員



委員	星 公正
所属会派 (質問日現在)	自由民主党
定例会	令和2年2月
審査会開催日	令和2年3月17日(火)

星公正委員

会派を代表し、総括質問に立つ。

中国の武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症による肺炎の拡大を受け、地域住民の健康を預かる自治体や福島県で緊張感が高まっている。感染拡大が食い止められても終息まで時間がかかれば、観光業を筆頭に地域経済には痛手となる。

先の見えない中、県では感染拡大の防止と足元の経済対策という2方面作戦を強いられている。

このような中、令和2年度の予算を審議する2月定例会が開催され、終盤を迎えようとしている。

震災・原発事故から9年が経過し、復興・創生期間10年の最後の年である。

避難地域等の復興・生活再建、いまだに消えない風評・風化対策、福島イノベーション・コースト構想、去年の台風第19号による災害復旧や危機管理の在り方、そして県の次期基本方針である新たな総合計画の策定方針など数多くの質問が活発になされた。

また、近年話題に上っている児童虐待問題についても、議員提出議案として「児童虐待防止条例」を提出できたことは自治体の最高意思決定機関である議会の責任の一端を果たしたと思われる。

通告に従い、質問に入る。

初めに、新たな総合計画についてである。

県は最上位計画である新しい総合計画の策定に着手しており、昨年末には令和22年度の人口目標を「150万人程度」とする人口ビジョンの更新を行ったが、私の住む南会津地方では高校の再編、県立病院の医師の減少、そして地元銀行の縮小の発表などが続き、過疎・中山間地域においては都市部と比べて高い人口減少率となっている現状に、地元には地域そのものがどうなってしまうかと強い危機感がある。

先日、我が党の渡辺幹事長が登壇した代表質問では、人口減少や少子化の影響なども背景とする県立高等学校改革について、未来を担う子供たちへよりよい教育環境を提供するとの観点だけではなく地域の主体的な将来づくりにも影響を与える一つと捉えた対応が必要であるとの議論がなされた。これは、地域の抱えるほかの様々な課題においても同様であり、施策から事務事業に至るまで県庁各部署が縦割りをなくし地域課題の解決に向けてよりよい連携を図るべきと考えている。

そこで、現在策定中の新たな総合計画において、地域課題の解決に向けた各部署の連携をさらに進めるべきと思うが、県の考え方を聞く。

企画調整部長

地域によって人口減少や少子化に伴う課題は複雑・多様化しており、地域の主体的な将来づくりに影響すると考えている。

そのため、部局横断的な総合調整機能を担う企画推進室や地方振興局の地域連携室を中心に、地域の実情の情報共有と少子化対策や地域振興策など幅広い分野で具体的な課題解決に向けた連携を深め、新たな総合計画における地域別計画の実効性を担保していく。

星公正委員

各部局が情報共有して解決に向かうとの答弁であったが、例えば高校教育改革については高校がなくなると地元はどうするのかという相反する課題があるため、共有や連携との言葉では済まない。

方向性をうたった形で新しい総合計画をつくるよう要望する。

企画調整部長

現在進められている高等学校教育改革について、最も大きな背景は人口減少であり生徒数が減っていることである。我々の認識として、新たな総合計画に一番強く盛り込むべきものが、知事も幾度となく述べた産業政策である。

魅力があり安定した職や仕事をつくることで地域が活性化すると考えるため、それを新たな総合計画にしっかり位置づけていく。

星公正委員

次に、自然災害への対応の強化についてである。

今日、中国で発生した新型コロナウイルス感染症の流行は毎日報道のトップに上がり、あつという間に世界中に広がり、日本でも「緊急事態宣言」法の成立にまで発展せざるを得ない現状となっている。

このような危機に対処し政策を打ち出すためにも、的確な情報を早く上げ対策を打つことが非常に重要である。

昨年の台風第19号により、県内では甚大な被害が発生した。死亡者数が2桁を超える水害は平成10年8月末の豪雨災害以来21年ぶりであり、今回、阿武隈川流域には想定される雨量を超える雨が広範囲で降ったと聞く。

しかし、近年こうした大規模災害の発生は決して珍しいことではない。今年の梅雨や台風シーズンにおいても、大型台風や線状降水帯などによる大規模な風水害が再び発生すると想定し万全の対策をしておかねばならない。

特に、自然災害から県民の命を守る避難勧告の発令は市町村長の責務であるが、県においても危機管理部と土木部が気象情報や河川の水位情報をしっかりと共有し市町村に伝達するなど市町村長の決断を後押しする取組をさらに強化すべきである。

そこで、市町村長による的確な避難勧告等の発令について、県はどのように支援していくのか。

危機管理部長

避難勧告等の発令に係る支援については、気象情報を市町村へ即座に伝達するとともに、建設事務所等から市町村長へホットラインにより河川水位や土砂災害に係る重要な情報を知らせている。

また本年1月には、市町村長50人が出席したセミナーにて大西熊本市長から避難情報は空振りを恐れず発令するよう講演してもらったところであり、引き続き市町村長の判断を後押しする支援に取り組んでいく。

星公正委員

台風第19号による死亡者の中には、市町村長による避難指示等がなされていたにもかかわらず自宅で被災した者が多数いた。市町村が避難勧告等を発令した際には、県民が着実に避難行動をとるよう周知啓発を強化する必要がある。

そこで、避難勧告によって県民が確実に避難するよう周知啓発を強化すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

国のガイドラインに基づく避難情報の5段階の警戒レベルについて、県民の正確な理解の促進を図ることが重要と考えている。

特に警戒レベル4の避難勧告には危険な場所からの避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、命を

守るためにはそのタイミングでの避難が極めて重要であるため、引き続き市町村と連携した周知啓発に取り組んでいく。

星公正委員

次に、河川の防災情報の発信について聞く。

政府が昨年の西日本豪雨の教訓から導入した、5段階での避難の切迫度を示す大雨・洪水警報レベルの見直し論が出されている。

避難勧告と避難指示が同じ「レベル4 全員避難」に分類され、自治体から分かりにくいとの指摘があり、勧告の段階で行動に移してもらおうとの国の狙いとは逆に台風第19号では迅速な避難につながらなかったケースもあったようである。県からも水位周知河川の対象拡大、危機管理型推計や監視カメラの増設など、県民へ広く確実に情報が提供できるよう取り組んでいくと答弁があった。

県民の避難を促すためには、自治体による避難指示等の情報発信に加え県民が自ら自分を守る避難行動を判断するために河川の水位情報などを速やかに把握できる環境を整備する必要がある。台風第19号等による甚大な豪雨被害により河川の防災情報発信の重要性は高まっており、情報発信のさらなる拡充が求められている。

そこで、県は県民の着実な避難につながる河川水位情報の提供にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

河川流域総合情報システムによる避難判断水位情報等に加え、洪水時には危機管理型推計により水位情報を提供してきた。

今後は、危機管理型推計や河川監視カメラの増設などにより、住民自らの避難行動につながるようよりきめ細かな水位情報の提供に取り組んでいく。

星公正委員

次に、防災教育について聞く。

地球温暖化による影響の中、近年大きな自然災害が頻発しており、防災教育の重要性が高まっている。昨年10月の台風第19号では、自宅にいた児童生徒がなかなか避難しようとしぬ祖父母に対し避難行動を強く訴えて行動させ命を落とさずに済んだ例もあったと聞く。

今後も想定外の自然災害がいつ起こるか分からないため、小中学生のうちから自治体作成のハザードマップを活用するなど防災意識を高めていくことが大切である。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における防災教育にどのように取り組んでいくのか。

教育長

児童生徒の防災意識を高めることが大切であるため、南会津町の荒海小・中学校をはじめとするモデル校において町の防災ボランティアと一緒にハザードマップを活用した危険箇所点検を行うとともに、避難所運営の模擬体験などを実施してきた。

今後とも、こうした実践的な取組を広く普及することにより児童生徒が命を守ることができるよう取り組んでいく。

星公正委員

小中学生への防災教育はリスクコミュニケーションの練習になり、また故郷にどのような危険性があるかなどを知ることにより、外で遊ぶことのない今の子供たちがふるさとを知る大きな教育効果があるのではないかと思うが、今年はモデル校を増やすのか。

教育長

モデル校を増やす予定はないが、委員指摘のとおりそもそも子供たちの体験が不足していることも課題である。

今は防災に関する質問であったが、防災のみを教えるのではなく、例えば地域の人から話を聞かせてもらう、一緒に避難所の清掃活動をするなど、地域との接点を増やす中で子供たちに防災を含めた体験や人としてのあり方を伝えていく。

星公正委員

次に、GAP、HACCPについて聞く。

東日本大震災の発生から、11日で9年が経過した。福島第一原子力発電所の事故による日本食製品の輸入規制はいまだに20か国、地域で続いている。日本政府や県からの働きかけで撤廃は進んでいるが、農業、水産業の復興や海外輸出の拡大には、一層の規制解除が必要な段階である。

我が党の渡辺幹事長による風評・風化対策に関する質問の中で、風評・風化対策強化戦略を改定し、県産品の販売促進、GAPやHACCPの推進、観光誘客などのチャレンジをこれまで以上に積極的に展開するとともに、共感・協働による企業や諸外国等との信頼関係を一層深めていくとの返答があった。

このうちGAPについては、平成29年5月に県で「ふくしまGAPチャレンジ宣言」によりGAP日本一を目指しその後認証取得数は順調に増加しているが、これからもGAPの取組を継続していくために農家に取得してよかったと実感して認証を続けてもらう必要がある。

そこで県は、認証GAPを取得した生産者が認証を維持していくため、どのように支援していくのか。

農林水産部長

既にGAPを導入した生産者の多くが、作業の効率化、コスト低減、従事者の責任感や労働安全意識の向上などを実感している。

今後、さらなる認証維持の意欲向上に向けて、認証の更新経費に加え、輸出の取組拡大や流通業者への販売促進活動に対する助成を行うほか、水稻新品種栽培を認証取得者限定とするなど、生産者がメリットを感じられるよう支援していく。

星公正委員

私は7年前からGAPを取り上げてきたがここまで来るとは思わなかった。

GAPの資格を取ることだけではなく、GAPを取ってよかったと生産者に実感してもらい、これからGAPを取ろうとする生産者のためにもなると部長から返答があった。生産者の言葉をこれから取組もうとする農家にぜひ伝えるようよろしく願う。

次に、HACCPを取り上げる。

一昨年の食品衛生法改正により、原則全ての食品関係事業へのHACCPの導入が制度化され、令和2年6月からの施行となる。

このような中、県では県産加工食品の安全性を高め、風評払拭を目的に、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」を立ち上げ、食品関係事業者への導入を推進していると聞く。

中小規模の事業者が多数を占める本県の食品製造加工業界において広くHACCPを浸透させていくためには、中小規模の事業者に対する支援が重要であると考えられる。

そこで、県は中小規模の事業者に対するHACCPの導入支援にどのように取り組んでいくかを聞く。

保健福祉部長

HACCPの導入については、中小規模の事業者が取り組みやすいよう、簡単に衛生管理計画書の作成等ができるアプリの開発や業種別手引書を作成し、県内各地で導入に向けた研修会を開催してきた。

新年度においても、対象者を拡大して研修会を実施するとともに導入支援員の巡回指導等により県内事業者のHACCP導入を積極的に支援していく。

星公正委員

国におけるHACCPとふくしまHACCPがあるが、ふくしまHACCPはHACCPの導入段階であるか、HACCPを取得できればふくしまHACCPと2本立てで商品にうたえるのか、位置づけを聞く。

保健福祉部長

HACCPに段階があるわけではなく制度的には1つであり全国共通である。

本県の場合は、放射性物質管理の機能も入れ込み分かりやすいアプリ等を開発したとのことであるがふくしまHACCPとい

う言葉を使っている。

星公正委員

県産日本酒と食の魅力化による観光誘客について聞く。

原子力発電所事故による風評被害などにより、本県の観光客入り込み数は震災以前に回復するまで至っていない。

先月1日に郡山市のビッグパレットふくしまで開催されたふくしまの酒まつりでは、全国新酒鑑評会受賞数7年連続日本一のおいしい酒を味わうため多くの者が訪れた。

しかし、酒は単独で飲むものではなく、酒と料理を互いにおいしくするために酒があり料理がある。県内には郷土料理をはじめ自慢の料理が各地に多くあるため、酒に合う料理を来県者に提供することでさらに満足しリピーターとなってもらえるのではないかと思う。

そこで、県産の日本酒と食の魅力による観光誘客を推進すべきと思うが、県の考えを聞く。

観光交流局長

今年度は、4回目となる酒蔵めぐりスタンプラリーの冊子の中で福島県の食と酒とのマッチングを大きく取り上げ、また酒蔵を巡る女子旅バスツアーを実施するなど、食と酒の魅力による誘客に取り組んできた。

新年度も、宿泊施設や飲食店と連携し食の観光コンテンツの磨き上げに取り組むなど日本一の酒と豊かな食による本県のさらなる魅力向上と誘客促進に努めていく。

星公正委員

続いて県内建設業者への支援について聞く。

まず、除雪体制の確保についてである。

冬季間の安全な交通を確保し地域住民の生活や経済活動を支えるため、除雪は必要不可欠であるが、この冬は例年にない暖冬が続き県内では記録的な少雪になっている。

豪雪地帯の住民生活にとっては雪が少なく住みやすいが、例年降雪を利用して経済活動をなりわいとしている事業者にとっては死活問題であり、除雪車が使う燃料を扱うガソリンスタンドやスキー客を当てにしていた商店、民宿、スキー場などが大きなダメージを受けている。また南会津においては、仕事のない冬季間にトマトの新規就農者を優先的にスキー場の職員として採用しているが、今年は採用なしの状況であった。特に、昨年はトマト価格が下落し、仕事を求めて出稼ぎに行くトマト農家もいると耳にする。

県では雪不足の支援として外的変化対応資金の活用などを通じて影響を受けた事業者への支援を表明したが、早急の実施を期待するところである。

また、除雪業務を担う中小建設業者においては、例年どおり除雪体制が整備されているが少雪のため除雪車の出勤機会はほぼなく、その結果として除雪体制を確保するための人件費や除雪従事者の育成費などの費用負担が増加し、次の冬以降の除雪業務に従事する人員等の体制確保が危惧されている。

そこで、県は安定的な除雪体制の確保にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

安定的な除雪体制の確保については、基本待機補償制度を導入し除雪の出勤の有無にかかわらず従事者の人件費等を一定程度保障し受注しやすい環境を整備するとともに、経験年数がおおむね3年以下のオペレーターを対象に技能講習会を開催して除雪技能の向上に努めている。

新年度においては、除雪作業に必要な免許の取得等を支援する制度を創設し新たな除雪オペレーターの確保に取り組んでいく。

星公正委員

建設業の働き方改革についてだが、建設業は社会資本の整備に加え、日常の公共土木の施設の維持管理や災害発生時の対応においても地域住民の安全・安心を確保する「地域の守り手」であり、県民生活において重要な役割を担っている。

しかし、建設業界では技術者及び作業員の高齢化や人手不足が進んでおり、このままでは建設業者の安定的な経営が危ぶまれ、ひいては住民の安全・安心の確保が困難となるため、将来にわたり技術者等の人材を確保することが重要である。そのためには、建設業が若い世代にとって給料、休日、希望とのいわゆる新3Kの充実した魅力的な職業となるよう、建設業の働き方改革が不可欠であると考えている。

そこで、県は建設業における働き方改革をどのように支援していくのか。

土木部長

建設業における働き方改革については、長時間労働の是正や休日の取得促進につながるよう、年間を通じた施工時期の平準化や週休2日確保モデル工事の実施等に取り組んできた。

引き続きこれらの取組を進めるとともに、国や関係団体等と連携し県内の公共工事において現場を一斉に休みとする週休2日制普及促進デーの拡充を図るなど、建設業における働き方改革を支援していく。

星公正委員

働き方改革や建設業の人手不足に関連し、県発注の土木工事における入札不調の発生率について、近年の状況を聞く。

土木部長

入札不調の発生率については、平成24年度の22%をピークに徐々に低下しており、28年度以降はおおむね10%程度で推移している。

星公正委員

入札不調への対応についてである。

県内建設業は、これから本格化する台風第19号等による災害復旧等で公共土木工事が大幅に増加し地元建設業では対応し切れず入札不調が発生することで、今後、復旧復興に係る工事が遅延するものではないかと大変危惧している。

そこで、県は公共土木工事における入札不調の防止にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

入札不調の防止については、受注環境の改善を図るため技術者の勤務条件の緩和や発注見通しの早期公表などを行ってきた。

今後は台風第19号等による災害復旧が本格化することから、各地域の実情を踏まえながら現場の条件を反映した工事価格の設定や適切な規模での発注に努めるなど、円滑に工事が進むよう入札不調の防止に取り組んでいく。

星公正委員

この質問を前に今朝の新聞でも入札改革の話題が報道されていたが、さらにここでも入札制度について聞く。

我が党からの代表質問に対して、地域の守り手である企業の受注機会を確保するため、新年度から一部の小規模工事を対象として地元本店等を置く企業を入札参加者として指名する制度を試行導入すると答弁があり、地域の守り手育成方式による指名競争入札制度の創設が示された。地元の建設業者にとっては歓迎すべきことであるが、業者の多くが指名がどのように行われるのか関心を持っている。

そこで、県は地域の守り手育成方式においてどのような方法で建設業者を指名するのか。

総務部長

災害時出動や維持管理業務の実績などがある者の中から施工場所までの距離や技術力、手持ち工事量などの観点に基づき発注者が指名候補者を選定し、管内ごとの入札参加条件等審査委員会において当該年度の指名や受注の実績も踏まえてさらに絞り込み決定する。

星公正委員

地域の守り手育成方式は本格導入ではなく試行と聞いているが、その理由を聞く。

総務部長

地域の安全・安心を担う地元建設業者の育成を図ることなど導入の目的や趣旨に沿った効果の確認に加え、透明性、競

争性、公正性及び品質の確保の観点などから随時検証し、よりよい制度となるよう必要な見直しを行っていくため試行とする。

星公正委員

これまでの一般競争入札から一部指名競争入札となり、何十年かぶりの入札改革で大変だったかと思う。これは1990年代以降に急速に進められてきた入札改革がただ競争性を高めることばかりに向けられていたため、競争を制約する受発注者間の行為は談合罪、独占禁止法、官製談合防止法のターゲットとなってきた。

業者間の情報交換には独占禁止法違反や談合罪、発注機関が仕様の設定などで競争に一定の制約を加えれば官製談合防止法違反となる。一方工事の発注量が多いと不調や不落のリスクがあり、発注量が少なくなればダンピングや手抜き工事などリスクが高まる。こうして発注担当者には「何もしないのが、一番安全」という、いわゆる負のコンプライアンス精神が働くおそれがある。違法行為や不正の防止という法令遵守だけでは、本来の意味での社会の要請に応えるコンプライアンスを実現することはできない。

試行にせよ入札制度改革が行われたことにより、さらにより入札制度になるよう様々な試行を行って立派な制度に変わることを期待し、質問を終える。